

## ○基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年十月一日郵政省告示第六百六十一号）新旧対照表（下線の部分は変更部分）

変更案							現行							
第1～第5（略）							第1～第5（略）							
第6 テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。））を行う基幹放送局に使用させることができる周波数等							第6 テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。））を行う基幹放送局に使用させることができる周波数等							
1 日本放送協会の放送（略）							1 日本放送協会の放送（略）							
2 放送大学学園の放送（略）							2 放送大学学園の放送（略）							
3 基幹放送事業者の放送							3 基幹放送事業者の放送							
(1) 総合放送(広域放送)（略）							(1) 総合放送(広域放送)							
(2) 総合放送(県域放送)							(2) 総合放送(県域放送)							
放送対象地域	親局			中継局			放送対象地域	親局			中継局			
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)		送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	
北海道 高知県	(略)						北海道 高知県	(略)						
福岡県	福岡	26 30 31 32 34	3	北九州	(略)		福岡	26 30 31 32 34	3	北九州	(略)			
				久留米	16※	18 20 24 26				0.021	久留米	16	18 20 24 26	0.021
				宗像	23						宗像			
				糸島	(略)					糸島	(略)			
行橋	(略)		行橋	(略)										
佐賀県 沖縄県	(略)						佐賀県 沖縄県	(略)						
(注1)（略）							(注1)（略）							
(注2) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を表す。この場合において、上段の周波数(チャンネル番号)(上段に※が付されているものを除く。)の使用は平成24年7月24日までに限ることとし、下段の周波数(チャンネル番号)の使用は平成23年7月25日からとする。							(注2) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を表す。この場合において、上段の周波数(チャンネル番号)(上段に※が付されているものを除く。)の使用は平成24年7月24日までに限ることとし、下段の周波数(チャンネル番号)の使用は平成23年7月25日からとする。							
(注3)～(注7)（略）							(注3)～(注7)（略）							
第7～第9（略）							第7～第9（略）							